

宮内庁の公共建築物における木材の利用の促進のための計画

平成 23 年 9 月 28 日

宮 内 庁

改定 平成 28 年 4 月 1 日

改定 平成 30 年 3 月 8 日

改定 令和 4 年 3 月 29 日

改定 令和 8 年 3 月 18 日

「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）」（以下「法」という。）及び「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（令和 3 年 10 月 1 日木材利用促進本部決定）」（以下「基本方針」という。）に基づき、宮内庁の公共建築物における木材の利用の促進のための計画（以下「宮内庁計画」という。）を次のとおり定める。

1. 木材の利用の方針

（1）基本的な方針

法第 3 条（基本理念）を踏まえ、次のとおり取り組むものとする。

基本方針に基づき、宮内庁所管に属する公共建築物に求められる機能や性質、関係法令及び維持管理を含むコスト等を勘案しつつ、当該公共建築物の木造化及び内装等の木質化、当該公共建築物における木材を原材料とした備品及び消耗品並びに木質バイオマスの利用等、木材の利用の推進に努めるものとする。

また、宮内庁が整備する公共建築物において利用する木材（木材を原材料として使用した製品を含む。）のうち、「国等による環境物品等の調達に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）」（以下「グリーン購入法」という。）に規定する特定調達品目に該当するものについては、原則として、全てのものをグリーン購入法第 6 条第 1 項の環境物品等の調達の推進に関する基本方針に示された判断の基準を満たすものとすることを目標とする。

なお、宮内庁計画において「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいい、「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する

部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

(2) 対象の期間等

宮内庁計画は、令和8年度から令和12年度までの5年間を対象期間とし、その実施状況を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

2. 木材の利用の目標

(1) 建築物の木造化

宮内庁が整備する公共建築物のうち、近年進展の見られる木材の耐火性等に関する技術の普及や木造化に係るコスト面の解決状況等を踏まえ、計画時点において、コストや技術の面で木造化が困難であるものを除き、原則として木造化を図る。

なお、その際、木造と非木造の混構造（部材単位の木造化を含む。）の採用も積極的に検討する。

ただし、災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設、危険物を貯蔵又は使用し、保安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設のほか、文化財等を収蔵又は展示する施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては、積極的に木造化を促進する対象としないものとし、この判断は、施設を構成する個々の建築物に対して行う。

なお、伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物の構造は、その文化的価値を損なうことのないよう判断する。

(2) 内装等の木質化等

宮内庁が整備する公共建築物のうち、関係法令等の制約により木材を利用することが困難な場合を除き、情報公開窓口、参観受付窓口、記者会見場など、直接又は報道機関等を通じて間接的に国民の目に触れる機会が多い部分のいずれかにおいては、原則として内装等の木質化を図る。

なお、屋内の案内板、室名札、手すり等及び屋外の案内板、柵類、ベンチ等についても木質化を検討する。

また、植栽工事における支柱及び丸太階段については、原則として間伐材を利用する。

(3) 新たな木質部材の活用

木造化や内装等の木質化に当たっては、技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、製材等のほか、CLT（直交集成板）、木質耐火部材等の活用、部材単位の木造化等の技術の活用に取り組むものとする。

(4) 木材を原材料とした備品及び消耗品

①備品

事務机、脇机、会議用卓子については、おおむね間伐材等を原材料としたものを使用している。今後、間伐材等未利用の備品の更新等の際は、コスト、緊急性を要する場合等の制約を受けるものを除き、引き続き、間伐材等を原材料としたものを購入するよう努めるものとする。

②消耗品

事務用消耗品のうち、コピー用紙、フラットファイル及び封筒については、原則、間伐材等を原材料としたものを購入するよう努めるものとする。

その他の事務用消耗品については、コストや安定供給の状況等を勘案の上、間伐材等の木材を原材料としたものを購入するよう努めるものとする。

3. その他、宮内庁計画に基づく取組の推進のために必要な事項

(1) 宮内庁計画の推進体制

本計画を推進するため、「宮内庁木材利用促進連絡会議」を設置し、必要に応じ進捗状況等の点検を行い、本計画の見直しを行う。

(2) その他

公共建築物での木材の利用の促進に資するため、宮内庁所管に属する公共建築物における木材の利用の事例等について、積極的な情報発信を行う。

宮内庁木材利用促進連絡会議の設置について

平成 23 年 9 月 28 日

改定 令和 4 年 3 月 29 日

改定 令和 8 年 3 月 18 日

1. 趣旨・目的

「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）」及び「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（令和 3 年 10 月 1 日木材利用促進本部決定）」に基づき、「宮内庁の公共建築物における木材の利用の促進のための計画」を推進するため、「宮内庁木材利用促進連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を設置し、庁内関係部局間の円滑な連絡調整等を行うものとする。

2. 構成

（1）連絡会議の構成は、次のとおりとする。

議 長 管理部管理課長
構成員 長官官房主計課長
 長官官房用度課長
 管理部工務課長
 管理部庭園課長
 長官官房秘書課調査企画室長
 御料牧場次長
 京都事務所次長

（2）議長は、必要に応じ構成員以外の者を連絡会議に出席させることができる。

3. 運営

連絡会議の庶務は、管理部管理課において行うものとする。

4. その他

前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定めるものとする。